

報告第28号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 15,474円

2 賠償の相手方

住所 \*\*\*\*\*

氏名 \*\*\*\*\*

3 損害の概要

令和4年6月請求分の上福岡西公民館の使用に係る電気料金等793,250円について、支払期限である令和4年8月1日までに支払をせず、同年10月27日に支払をしたことにより、相手方に損害を生じさせた。

令和4年11月21日

ふじみ野市長 高 畑 博